

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
1	平成27年度東住吉区小学生英語交流事業	その他	名鉄観光サービス株式会社	3,677,200円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成27年度東住吉区中学生海外派遣事業	その他	日通旅行株式会社	4,826,240円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成27年度東住吉区高校生企業交流事業	その他	N P O 法人 J A E	1,556,550円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
4	東住吉区地域活動活性化促進事業	その他	大阪市コミュニティ協会・ 地域計画建築研究所共同体	8,364,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
5	平成27年度東住吉区役所電子レジスター保守業務	施設保守点検整備	シャープビジネス ソリューションサービス株式会社	311,040円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
6	一般管理用庁内情報端末（平成23年3月借入開始分）再リース	その他	富士通リース株式会社	1,541,462円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G25	-
7	東住吉区地域福祉サポート事業	その他	社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会	16,836,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
8	東住吉区子育てカアップ「キャッチ＆フォロー」事業委託	その他	特定非営利活動法人ハートフレンド	2,740,000円	平成27年4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
9	庁舎維持管理用電話移設業務	施設保守点検整備	第百通信工業株式会社	178,200円	平成27年4月27日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G25	-
10	庁舎維持管理用防火シャッター修繕	施設保守点検整備	三和シャッター工業株式会社 大阪統括営業所	226,800円	平成27年6月4日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
11	東住吉区人権映画会における映画上映業務委託	その他代行	株式会社大阪映画センター	216,000円	平成27年7月7日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
12	庁舎維持管理用電算室空調予備機修繕業務	建物等各種施設管理	日本ビルコン株式会社 関西支社	268,920円	平成27年7月10日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	G23	-
13	「東住吉区における大阪市地域福祉活動推進事業」業務委託	その他代行	社会福祉法人 ふれあい共生会	669,154円	2015年9月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
14	地域防犯対策事業の推進にかかる青色防犯パトロール車両の自動車損害賠償責任保険料	その他代行	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代理店高原自動車工業株式会社	26,370円	平成27年10月9日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
15	庁舎維持管理用電話移設業務（その2）	建物等各種施設管理	第百通信工業株式会社大阪営業所	41,040円	平成27年10月19日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G25	-

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	W T O
16	公用車空調設備修繕	建物等各種施設管理	株式会社ホンダカーズ大阪	79,812円	平成27年10月23日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第5号	G23	
17	庁内情報等利用パソコン修繕	施設保守点検整備	株式会社大塚商会 LA関西営業部	371,520円	平成28年1月20日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G4	-
18	東住吉区の広報紙（平成28年2月号）印刷	印刷・デザイン	株式会社 高速オフセット	393,984円	平成28年1月25日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第6号	G28	-
19	来庁者に分かりやすい案内表示の提案・表示物の作成等業務	印刷・デザイン	株式会社クラフト	1,494,999円	平成28年2月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G5	-
20	東住吉区役所エレベーター内階数表示機能変更業務委託	施設保守点検整備	フジテック株式会社	320,760円	平成28年2月24日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

随意契約理由はこちら <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

No.1

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度東住吉区小学生英語交流事業

2 契約の相手方

名鉄観光サービス株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

名鉄観光サービス株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度東住吉区中学生英語交流事業

2 契約の相手方

日通旅行株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

日通旅行株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 27 年度東住吉区高校生英語交流事業

2 契約の相手方

NPO法人JAE

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

NPO法人JAEは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業

2 契約の相手方

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体

3 随意契約理由

大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体は、平成 26 年度公募型プロポーザルで公募し、選定委員会において最優秀提案者として決定された事業者である。

当該仕様書では、受託者に継続して委託することが適当であると本市が認めた場合に限り、双方合意のうえ、1 回まで契約を更新することが出来るものとしている。

市民局において平成 27 年度の契約更新の参考とするため「新たな地域コミュニティ支援事業者の評価会議」を開催し、平成 26 年度の事業実績を審査した結果、事業実績は良好であり契約更新は適当であるとする意見が出された。区としては審査会議の意見を踏まえるとともにアンケート等で把握した事業実績に基づき、大阪市コミュニティ協会・地域計画建築研究所共同体に引き続き委託することが適当であると判断した。

以上の理由から、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同協会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

一般管理用庁内情報端末（平成 23 年 3 月借入開始分）再リース

2 契約の相手方

富士通リース株式会社

3 随意契約理由

再リースの対象となる庁内情報利用パソコンは、平成 23 年度に 24 区役所一括調達により調達した機器であり、平成 23 年 3 月 24 日に長期継続契約にて導入した。当該機器については、平成 27 年 3 月 31 日をもって借入期間の満了を迎えたが、次回の総務局一括調達における借入契約の開始日が平成 28 年 3 月 1 日であり、それまでは当該機器を継続して使用する必要がある。当該機器を継続してリース提供できるのは、平成 27 年 3 月 31 日までの契約相手方である富士通リース株式会社関西支店のみである。

以上の理由により、富士通リース株式会社と特名随意契約により締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本業務を実施するには、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源と連携して、地域福祉の推進に必要な個人情報を適切に利用し、積極的に関係機関と共有することが求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区子育て力アップ「キャッチ&フォロー」事業

2 契約の相手方

特定非営利法人ハートフレンド

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、専門知識を持った事業者等が地域の実情と課題に合致した支援を柔軟に実施することで子育てのしづらさを抱えている親子等の居場所を作り、前向きに楽しく子育てができる養育者を増やすことを目的としている。こうした観点から、受託事業者が持つノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

特定非営利法人ハートフレンドは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9733）

随意契約理由書

1 案件名称

来庁者にわかりやすい案内表示の提案・表示物の作成等業務

2 契約の相手方

株式会社クラフト

3 随意契約理由

本事業は、空間的な配置等を専門家の観点から計画し、その計画に基づいて実際に表示物の作成・設置を一体的に行うことが不可欠であり、実施にあたっては、案内表示に関する配置計画や表示方法に関する知識と専門性及び福祉的な観点が必要となる。その性質及び目的は競争入札に適さないものであり、民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することで上記目的を達成することが可能となる。そのため公募型プロポーザル方式での業者選定を行い、本件にかかる平成 28 年 1 月 18 日開催の選定委員会において株式会社クラフトが最も優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所総務課（電話番号 06-4399-9976）